

平成19年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年3月16日(金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月16日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	加藤正雄
	3番	山田新太郎	4番	横江正己
	5番	安井興紹	6番	伊藤俊一
	7番	山田邦夫	8番	吉田正昭
	9番	山田乙三	10番	林英子
	11番	小原喜一郎	12番	中村英子
	13番	黒川勝好	14番	菊地久
	15番	高阪康彦	16番	猪俣二郎
	17番	大原龍彦	18番	飯田正勝
	19番	伊藤正昇	20番	鈴木泰彦
	21番	奥田信宏		
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	助 役	水野 一郎
	行政改革 推進室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	部 長	坂井 正善	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘
		収納課長	飯田 実		
	民 生 部	部 長	石原 敏男	次 長 兼 福祉課長	斎藤 仁
		住民課長	犬飼 博初		
	産 業 建 設 部	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土木課長	水野 久夫
		次 長 兼 都市計 画課長	佐野 宗夫	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
	水 道 部	次 長	上田 正治	水道課長	小酒井敏之
	消 防 本 部	消 防 長	加賀 松利		
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	工藤 健三	次 長 兼 教育課長	伊藤 芳樹	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	大河内幹夫	書 記	山田 克彦
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第19号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第2 議案第20号 平成19年度蟹江町老人保健特別会計予算
日程第3 議案第21号 平成19年度蟹江町土地取得特別会計予算
日程第4 議案第22号 平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算
日程第5 議案第23号 平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
日程第6 議案第24号 平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計予算
日程第7 議案第25号 平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
日程第8 議案第26号 平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
日程第9 議案第27号 平成19年度蟹江町水道事業会計予算

○議長 猪俣二郎君

皆さん、おはようございます。

平成19年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催をいたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

昨日は、体調不良により退席をいたしました。全快をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

本日は、昨日に引き続き予算案の審議でございます。よろしくお願いをいたします。

安井興紹君より、9時45分ごろより30分程度中座したい旨申し出がありましたので、これを許可いたしました。

ただいまの出席議員は21名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから予算の審議に入ります。

議題に入ります前に、皆さんにお願いをいたします。質問をされるときは、ページ数と科目を言ってからお願いをします。発言の許可を求めるときは挙手をして、議長と呼びかけてください。また、質問あるいは答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

日程第1 議案第19号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、211ページから237ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○10番 林 英子君

国民健康保険税について質問をいたします。

国民健康保険税、相変わらずの滞納があり、本当に17年度でも約4億400万円近くの滞納金があります。私は昨年度も滞納金があつて、では蟹江はいつもお金がない、お金がないという話ししか聞きませんが、一体どうなっているかなというふうに常日ごろから思っています。その一番お金がないという問題で、うちに相談がありましたのは、「林さん、憩いの家でいよいよお茶が出なくなった、どうなっているの」という話がありまして、私はすぐ飛んでいきましたら、「これからお茶はないので、水か白湯を飲んでください」という張り紙が出してありました。やはり蟹江は、お金がないんだねという話になりました。そこで、私は昨年度どのような実態か調べてみましたら、高額滞納者の一覧表というのが昨年のが出てきました。

では、ことしはどうかかなと思つてこの間資料請求し、見てみますと、何と固定資産税の方、皆さんのお手元にあると思ひますが、昨年からことしになってAという方、法人、この方は1社だというふうに昨年聞いておりますので、ことしもそうであろうと思ひます。わずか1年で45万円しか納めておみえになりませんし、Bという方は、昨年224万2,000円ありましたが、ことしは211万2,000円になり、130万円払っていらっしゃいます。国民健康保険税を見てみますと、払っていない方で、手元に保険証のない方が蟹江町で385人お見えになります。この方は保険証を送ってきませんので、下さいと窓口へ行きますと、あなたはこれだけ滞納がありますので、保険証が出ておりませんということでありました。けさほどの新聞を見ましても、保険証がないために命を落とした方が全国で26名もあるというふうにけさの新聞も発表がありました。保険証がない方は、本当に大変なことというふうに思ひます。そして、1カ月しか保険証のない方、蟹江町75人、3カ月しかない方205人、半年の方38人、1年の方が33名お見えになります。この方たちの本当に生活は、大変なことというふうに思ひます。

そこで、私は、この固定資産税の滞納についてお聞きをしておきたいというふうに思ひます。これは、何年間でこんなにためられたのかわかりませんが、3,300万円もの滞納金、取れる見込みはあるんですか。そして、どのようなこれについては処分がしてありますか。

○議長 猪俣二郎君

林議員、国保会計をやっておりますので、国保の方で質疑をお願いします。

○10番 林 英子君

はい。だから、そういう中で、この固定資産税の、いつも蟹江町、金がない金がないということで、国保の方にもお金が回っていないということもあります。前は、一般会計で1億5,000万円入っていたのが今8,000万円ということも含めまして、金がない、だからできないということで、その一方で、固定資産税でこれだけお金を持っている人がいます。だから、

国保の保険証をもらっていない人に比べたら、1社でこれだけため込んでいる人がある。国保会計で、国保で保険証がもらえない人、100万円、200万円、もちろん納めていない人がお見えになることは、私もよく一緒に来て知っていますが、そういう中で、どうしてこうなったのかということを知って、そういうふうにしていきたいというふうに思います。

そして、こういう固定資産税も、お金がないお金がないという中で、今までではなぜ取らなかったのか、ではなぜこんなにたまるまで、だれとも相談しなかったのかということが私には不思議に思えます。その一方で、国民健康保険税などは、保険証も渡さないような実態があるということを私は言いたいのです。ですから、この固定資産税も1社でこんなに3,300万円残している。だから、どういう事情があつて取れないのか、まさか差し押さえがしていないということではないでしょうということを順番に私は書いてありますので、どうしてこうなったのかということも、ずっと順番に書いてありますので、言う前に菊地さんが教えてくださったようなもので申しわけなく思いますが、この問題について説明するときに、私は住民に対しても非常に困ります。それも法人1社、それからBというの、法人1社でこれだけたまっているということをぜひ説明をしていただいて、国民健康保険税の滞納の分も今どうなっているのか、保険証をもらえない人の実態がどうなっているのかということをお先ほども人数を示しました。ぜひこれを含めて、なぜこのような実態がいつまでもほかっておくことができるのかわかりませんので、答弁をお願いいたします。

○収納課長 飯田 実君

林議員の質問にお答えさせていただきますが、まずA社の関係を言ってみえますが、これは固定資産税300万円じゃなくて、3,300万円でございます。

(発言する声あり)

ええ。この事業所については、言われるとおりの45万円、1年間で納付がございましたけれども、まだまだ金額的には多く残っておりますが、ここの事業所でも、要は、まずいろいろなことで今厳しいということをお聞きしております。ですから、そこが払うのは、まず従業員の給料等を一番先に払うと思います。それから、やはり経営をしておる以上、次にいろいろな関係の下請業者だとか、そういうところを払って、税金というのは、そこで言われたけれども、一番最後にどうしてもなってしまうと。それで、これだけしか払えない。税金の中でも、まず何があるかといったら国税があるし、それから社会保険庁の税もあると、それから県民税もあると、それで町民税もあると。その中で、町民税を私ども45万円徴収したわけですが、今でも毎月払ってみえますので、お話を聞きながら、根気よくやっておるのが現状でございます。

以上でございますが。

○10番 林 英子君

固定資産税とか、そういう滞納者には1カ月3万7,500円を集められて、45万円になった

というふうに思います。それでは、先ほど私が質問しました国民健康保険税の滞納者の実態について、もらえていない人が約400人近くありますし、こういう方たちの蟹江町における保険者の実態はどのようになっているのか、把握をされているのかどうかお聞きします。

○住民課長 犬飼博初君

保険者の来られない方は、いろいろな事情があつて来られないと思いますが、中には議員も前言われたように、催促されるということで嫌がって来られない方も中にはお見えになります。私たちは、いつもそういう方に対しても、事情を把握して対処したいので、ぜひ来ていただいて保険証をお渡ししたいというふうに思っております。

○10番 林 英子君

以前は、そういう人たちにマル短というのをやっていらっしゃって、ことしからとれたということで、もらっていた人が本当によかったという話を聞いております。これはよかったなというふうには思いますが、これからまだまだ滞納者が本当に国保は多いのです。ここで、この国保について減免制度などをぜひ行ってほしいというふうに思います。

一般質問は、蟹江町2問しかできませんので、なかなか一つの問題をぐっと掘り下げていくというと、2問だと抜けてしまうのもありますので、こういう予算審議とか、そういう中で、林さん、一般質問みたいなことばかり聞くねと言われるけれども、なかなか聞く場所が少ないし、時間にも30分という制限があります。そういう中で、聞くのはこういうときしかありませんので、聞いておきたいというふうに思います。

蟹江は、今、資格証明書を発行してみえないのでいいというふうに思いますが、短期保険証の中で、先ほど言いましたような実態はないのでしょうか。こういう短期保険証で、わずか1カ月しかない方75名、3カ月の人が205名あるという中で、こういう方たちの実態調査というか、中で、どのように困っているかとか、そういうことを一切把握はされていないのでしょうか。

○住民課長 犬飼博初君

先ほど言いましたように、1カ月、3カ月、6カ月というのは、前回もお話したように、うちの方で基準を定めておりまして、事情があつて1年の方もお見えになれば、6カ月の方もお見えになるという中で、そういうことでいろいろな事情があつて、そういうことに該当される方、特別な事情があれば別ですが、ただ納めていないということであると、そういうふうに短期保険証という形になりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○10番 林 英子君

納めてくださいとか言うこともあるんですか。

○住民課長 犬飼博初君

言いますよ。納めてくださいと言います。それで、事情をお聞きして、それできちっと分割して納めておられれば1年、例えば全然来ない人は1カ月の短期保険証ですが、そういう

事情を聞いて納めていただくと、毎月納めていただいておりますということになれば、1年なり6カ月というような形にもなりますので。

○10番 林 英子君

短期保険証を出している。

○住民課長 犬飼博初君

はい。保険証は、出さないということは絶対ないです。ただ、短期、短い期間の保険証を出すか、長い保険証の方を出すかというだけですから、渡さないということは絶対ありません、それは。

○議長 猪俣二郎君

3問終わりました。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

予算書でもいいんですが、こちらでもいいんですね。

歳入で……

○議長 猪俣二郎君

何ページですか。

○11番 小原喜一郎君

いや、これでちょっと進めますので、説明書。

○議長 猪俣二郎君

説明書の方ですね。

○11番 小原喜一郎君

はい。

療養給付費交付金が7億2,229万3,000円、昨年5億5,686万5,000円から7億2,200万円という約2億円一挙にふえていますよね。どういうことかなと思って、私、これは昨年も同じような傾向があるわけですから、共同事業ですか、共同事業拠出金がこの歳入でもそうですが、歳出でもそうですね。歳出で見ますと、5,890万6,000円から2億8,847万2,000円になっているわけですが、これはやはり例のあれなんではなかね。どういうことなのかちょっと聞かせていただきたいんですね。つまり、昨年よりも2億円ふえるということは、去年だって同じ傾向があったわけでありますから、そういうことが入っていなければうそなのに、どうしてこうなのかなということがひとつ疑問として残っていますので、聞かせていただきたいと思うのであります。

それから、国民健康保険税の保険の場合は、特に滞納の問題、議長、ページ数とおっしゃいますけれども、総括的な質問もありますわな。

○議長 猪俣二郎君

はい。253ページです。

○11番 小原喜一郎君

滞納の問題が大きく問題点としてあると思うんですね。私は、去年の6月にいわゆる大增税とよく言われて、役場に押しかけましたですね。電話も殺到したですね。あれは、住民税でいうと、1.79倍になったんだそうでありますけれども、これは全商連の新聞の記事でありますけれども、1.9倍になったんだそうですね。ですから、国保の滞納も、これが当然国保税にも飛び火するわけですからね。国保の滞納にも結びついて、昨年ぐらいから滞納の進んでいく速度が速まっているんじゃないかなというような気がするんです。それで、聞かせていただきたいんですけども、去年の増税以降、滞納の傾向がどうなっているか聞かせていただきたいのであります。

それから、そういう問題がありますので、日本共産党は特にこの問題、暮らしを守るのは、これは本当に憲法25条にかかわる問題でありますので、最重点にして全国調査をやったんですね。それを全国で例えば国保保険証の取り上げで亡くなったり、重症になったり、結局保険証をもらえなくて、ではもう一つは、これはまじめな人ほど多いんですけども、短期保険証も滞納してしまうと、窓口にとりに来ないんです、まじめな人ほど。後ろめたさがあるて来ないんですよ。結局、私のところへ訴えが去年ありましたのも、おばあさんですけども、保険証をとりにくるのが恥ずかしいということで我慢して、高血圧で亡くなりました。こういうことが、課長はちゃんと説明していますと言うけれども、説明するどころか来ないんですよ。しかもまじめな人ほどということがあるんですね。そういう点で、私どもの小池晃参議院議員は、安倍総理に迫りました。安倍総理は何と答えたかという、病気など特別な事情があれば、そんなこと関係なしにやりますと、こういう答弁をしました。そんなことを言ったって、現場はそうじゃありませんよということを言ったら、それは厳重に指導しますという答弁をしているんですよ。そういう点からすると、その辺のところの窓口の業務、非常に憲法25条にかかわる問題ですから、非常に重要なところなんですよ。そこをどのようにお考えになっていらっしゃるのか、具体的にそういう事例がないようにしていくためには、どうしたらいいかということの研究されておられるかどうか、ちょっと伺いたいと思うんです。

○住民課長 犬飼博初君

まず1点でございますが、療養給付費交付金がふえたのはなぜかという点と、共同事業交付金がふえたのはなぜかという点でございますが、療養給付費交付金につきましては、退職者の方の被保険者の人数が、17年9月のときには2,452人でありましたが、去年は2,806人と増員されておりますので、その分でふやさせていただきました。

それから、共同事業交付金でございますが、これは、去年の10月から保険財政共同安定化事業交付金というのが創設されてまして、従来、高額医療共同事業の交付金の方は、70万円以

上の方に高額療養費の適用がありましたものが80万円以上と、その間の80万円以下の下の方、それから30万円の間には保険財政共同安定化事業交付金というのが創設されて、去年の10月から新制度が開始されたので、前年度の予算には上げておりません。

あと、滞納金がふえておるかどうか。今の18年度の段階では、まだどれぐらい残っているのかというのは、ちょっと把握しておりません、申しわけありませんが。16、17年のは、前回とほとんど変わっておらない状況だと思います。

それから、ちょっと聞き漏らしましたが、3点目は取り上げておるかどうかということ、保険証。

(発言する声あり)

先ほど言いましたように、うちの方ではそういうことをしておりません。来られた方にはお話しして、ただ、さっき言ったように、期間の長い、短いはありますが、お渡ししておるというような状況でございます。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございますが、間違いなしにとりわけ昨年の増税は、年金暮らしの皆さんに痛烈に響いたわけですから、百四、五十万円ぐらいか、200万円くらいの年金暮らしの方々には、圧倒的にその部分の人が多いためですから、そこで一挙に約2倍増税になったわけでありまして、もっとひどい人は、5倍、6倍になっている人もあるんですね。ですから、政府は慌てて、何とかいいましたか、調整控除というやつをやったんですね。調整控除。そのことによって少し減らして、段階的にことし、来年、再来年と5年間かけて高いやつを調整していくという、最終的には高いところへ持っていくというやり方を修正したんですけども、それでも大変だという人が出てきているんですよ。それで、とりわけ百二、三十万円ぐらゐの人、税金が上がって、介護保険料も上がって、国保税も上がって、その上で医者だって今度なってしまうたら、そうなる、医者へ行く人もあるわけですからね、その年齢だと。これは生活保護なんてもんじゃないですよ。生活保護世帯の人は、医者代要りませんからね。その人は医者代が要るわけだから、ですから所得税と住民税と国保税と介護保険料、その上に医者代がかかったら、これは本当に生活費がなしになる場合があるでしょう。

だから、税金を納められないんですよ、払いたくても。そこで、私の周りでも、そう言って嘆いている方がたくさんいます。あちこちで聞きます。払っているかどうか知りませんよ。払えない、どうだこうだと言ってみえます。それが、そういうまじめな人は、窓口へなかなか足が重たくて行かないんですよ。それで、私の知っておる人も、その人はここの病気なんですけれども、ちょっと行くのをやめておると、こう言っているんですわ。だけれども、少なくとも2週間に一遍は来なさいと、こう言われておるんだけど、もう1カ月行っておらんとか言うんです。そういうふうになって、まさに憲法25条の問題なんです。

そういうところを解決する上で、一体行政は何をなすべきかという問題が課題としてある

んですね。私どもは、それで国でも地方でも挑戦しているわけですが、短期保険証を普通の保険証にしてあげたらどうだ、そういう事情のある人ですね。わかるんですよ、大体所得の層でわかりますからね。アンケートをとるなり、あるいは実態調査をやって、そういうところに対応する策を講ずるべきだというふうに思うんですけれども、その点は、これは町長でないと答弁できないと思うんですが、いかがでしょうかね。

○町長 横江淳一君

的確なお答えになるかどうかわかりませんが、憲法第25条のことを持ち出されて、今ちょっと助役さんから見せていただきました。なるほど、文化的で快適な生活を送る権利ということであります。それは我々にもあるわけでありまして、その方だけにあるわけではありません。

(発言する声あり)

はい。それで、蟹江町の窓口の対応が、私は、以前はわかりませんが、今は周知徹底をさせていただいておりますし、職員の意識改革ということで、窓口にできるだけお見えになるように、特にこれはプライバシーにかかわることでございますので、もしも小原議員、そのような方がお見えになりましたら、一緒に連れてきていただいて、ご事情を聞いていただける、そういう心遣いであってもいいのではないかというふうに思います。やはり来ていただけることがまず最初だと思います。来ていただければ、ご説明を差し上げます。それをまずやっていただければ、我々としてもありがたいというふうに思いますし、こういう問題が残る以上、滞納がふえるというのは、これは当たり前であります。

収納率のことにつきまして、去年よりいろいろな数字をいただきました。我が収納課といったしましても、先ほど来担当が答えましたように、どうして税を納めていただけないのか、その理由をるる今一つずつつぶしている状況であります。そんな中で、昨年度に比べますと、ことしは収納が相当進んでおります。最終的に、決算のときに数字が出るとは思いますけれども、国保税も同じであります。が、しかし、依然としてそういう方々が残るとするのは、非常に残念であります。ですから、我々としても、例えば差し押さえをすとか、そういう前にまずご事情を聞きたいということがありますし、窓口へ来ていただければ、できればそれをまずやっていただけるのは、小原議員だというふうに思っておりますので、できるだけそうしていただければ、ご協力は我々としても一生懸命やらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○11番 小原喜一郎君

ごめんなさいね。住民のそういう方々のことを思うと黙っておれないので、くどいようですけれども、申し上げるわけですが、その方はおっしゃいました。「あなたね、まじめだからわかっていますと、大変でしょう、よくわかりますと、でもごめんなさいねと言うだけだと」こう言っていました、窓口で訴えると。そういうことをおっしゃっていました。

場合によっては、「いや、私ついていきますよ」と言ったら、もうちょっと頑張ってみますと、こう言ってみえたんだけど、どうせいつかはそういうときは来なければいけないなと、いや、一度は行っているんですよ、社協へ。お金を借りに行っているんですけども、そういう方々が私の周りでも数えるだけでも数名います。だから、蟹江町には非常に多いと思います。そういう点では、ぜひ研究していただきたいと思うんだよね。どういうふうに対応できるか、どういうふうでそういうところを解決したらいいかということの研究していただきたいというふうに思うんです。

今、町長はいみじくも、私、町長と収入を同じように言いたくありませんので、私と町長と比べたら、町長の方が特権階級だと言わなければいけないくらい差がありますからね。つまり、憲法25条に抵触する、そういうかわる人を特別に私は取り上げているんですからね。私たちのことを言っているわけじゃありませんから。私たちがその人たちのことをお互いに平等だからで放置するというのは、憲法の25条がどこかへ飛んでしまいますね。私は憲法25条に照らして、最低限の暮らしを云々ということを行っているわけですから、この方々についてのワーキングプアということは、何とかしなければいけないんじゃないのかということ、私は言いたいわけで、その点で、ぜひこれは要望ですよ、研究して、また6月議会にも伺うと、いや、おるかどうかわかりませんが、6月議会でも、もしおれば追及したいなというふうに思うわけでありまして、ぜひ研究していただきたいという要望を何遍も申し上げたいと思います。お願いします。

○14番 菊地 久君

2点お尋ねいたしたいわけでありまして、国保税の税の伸びというのが1,862万円今年度ふえておるわけですが、予算的に、しかし全体的に本当にこの数字なんだろうかと思うわけで、多分前年度に比べて、国保税はもっとふえるんじゃないかというふうには私は思っておるわけですが、税制の改正等々、全員が多分相当これは多く引かれてくるだろうと、税金がかかってくるだろうと、こういうふうには私は思っておりますよ。本当にこういう算出でよろしかったのだろうか、これが1点あります。

それから、2つ目には、国保税そのものが、国保の保険そのものが私は昔からの主張でありますけれども、こんな小さな町村でやるべきではない。県がやるべきだというのが私の昔からの主張であります、そんなことを言っておってもいけませんので、こんな小さな町でも、どこの町村でもみんなが国民健康保険をやらざるを得ない、逆にやらざるを得ない立場だと、そういう中で、町が何ができるのかな、税金は税金で、国保税は取らねばならないというようなつらさがあるというふうに思います。そういう中で、今格差というのは、先ほど小原さんが一生懸命おっしゃっておりますように、大変な格差が出てくるといまして、年収200万円以下の人の相当なこれは税金等々の負担というのは、大きくなってきて、生活がしづらいような今日的な問題だということの認識は、町長を初め皆さんもされておるとい

ます。

この根源をなしゃあ、自民党の小泉さんの時代からむちゃくちゃやってこしたものですから、それと一緒に、公明党さんと一緒にの政権であることも事実であります。しかし、それでどれが悪い、これが悪いじゃなくて、現実的にはそういう世の中に置かれておりますので、そういう意味で、町としてでは何がやれるんだろうかということで、国保会計が大変だと、例えば繰出金で8,000万円を今出しております、その他一般会計からやると、1億3,000万円ぐらいの金を一般会計から国保の中に入れておるわけですね。本当に一般財源を8,000万円という数字が妥当なのかどうなのかと、それ以上上げていったらどうなるのか。例えば1億5,000万円ぐらいにしたら、7,000万円にしたら、今の減免をしてあげる人、助ける人、そういうことができるんだろうかどうか、そういう点が大事じゃないかというふうに思うわけでありましてけれども、さまざまな問題の解決のために減免をしてあげるだとか、免除してあげるだとか、こういう面で、手厚い面をしてあげようという考え方を持ったときに、この会計では無理だと、もう8,000万円ぐらい積むことによって、少しぐらいは国の悪さの中で、町として改善ができるかなというようなことに本当になるんだろうかということなんです。

その辺の青写真というか、一遍考え方というか、どうなのかと、蟹江町だけではありません、よその町村も今本当にみんな大変な時期ですので、皆さんの本当に生活を守るという観点でどうなのか。特に健康保険の中でも、お金持ち優遇ではありませんけれども、53万円のところを1万円下げてあげて、52万円ですか、400人ぐらいだと思えます。何百人おるかちょっと今覚えがありませんが、その人、1万円、お金あるんならどうなのと、全部出してもらったらどうなのと、減免する必要ないじゃないかと、その金を本当に大変なところへ持っていったらどうだというような話をしたら金持ちが怒るかもしれませんが、金のある人は出さねばいけないわさと。これは互助の精神ですからね。国保税なんて互助の精神ですわ。健康な人は保険税だけ払って、わしは病気したことないし、かかったことないからといって力んでおる人もおりますし、だから払わないというような人もおると思いますけれども、その辺の観点をどういうふうにとらえたらいいのかと私は思っておりますので、まず保険は1,600万円で本当かと、もっとふえはしないかということが1つ。

それから、今のいろいろな問題の中で、改善策として、税の高額な人は、まだ1万円減免しておりますが、減免を排除するような方向、そして繰出金を8,000万円をもう少し出せるのかどうなのか、その辺について、基本的にどういうふうに国保の問題についてお考えであるのか、担当者及び町長は町長の施策としてどうお考えなのか、ご答弁を願いたいと思います。

○住民課長 犬飼博初君

まず1点の税のことですが、税の方は、先ほども言いましたように、退職者の方

はふえましたが、一般の方は、ほとんど人数的には変わっておりません。ただ、去年の予算を組むときに、所得とか、そういうものが見込みが多かったものですから、ことしも減額補正をさせていただいておると思います、12月に。それで、それに合わせた格好で私の方は予算を組ませていただきましたので、伸びが少ないということでございます。

次の方です。一般会計の方の繰出金等の話でございますが、8,000万円が妥当かどうかというのは、保険財政の状況を見て判断しなければいけないということでございますが、その点につきましても、医療制度改革が20年からありますね。それに合わせた格好で、19年、20年という形で見直しを図っていききたいなとは思っております。

以上です。

○町長 横江淳一君

それでは、健康保険税の考え方をちょっと申し上げたいというふうに思います。

今、担当者が申しあげました一般財源からの繰り入れの問題であります。これは、小原議員からのご質問にもお答えを申しあげましたが、従来は、菊地議員もご存じのように、1億5,000万円前後で推移をしておったという状況がございます。それで、来年、再来年度の医療制度改革も含めまして、後期高齢者制度も創設をされます。まだ、骨子がはっきりしてまいりませんし、この20日以降にその創立会がなされまして、我々もそれに出席するわけですが、負担金の問題等々、あとシステムの負担金をどうするのかという細かいところの煮詰めをまだやっていない状況なんです。そんな中で、今一番懸念するのは、75歳以上のいわゆる国保を納めてみえた方が後期高齢者の保険に移行するというところで、収納率自身が、私のこれは個人的な考え、担当もそうなんですありますが、2%から3%ぐらいひよっとしたら下がるのではないかという懸念が実はあるわけであります。そういう中で、一般会計の繰り入れの考え方、そして国保税の最高額の考え方も、これもきちっとその時点で精査をしたい。これも19年度にできればやりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長 猪俣二郎君

それでは、他に質疑がないようですので、以上で議案第19号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 猪俣二郎君

日程第2 議案第20号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページ数は、239ページから249ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第20号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計予算」

の質疑を終結いたします。

○議長 猪俣二郎君

日程第3 議案第21号「平成19年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページ数は、251ページから261ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第21号「平成19年度蟹江町土地取得特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 猪俣二郎君

日程第4 議案第22号「平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページ数は、263ページから273ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第22号「平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 猪俣二郎君

日程第5 議案第23号「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、275ページから295ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○10番 林 英子君

介護のところで、1点だけお聞きしておきたいことがあります。

私は、以前にも一般質問の中で、要介護認定者を障害者控除対象の認定の要求をし、広報にも出していただきました。今回、まだ3月15日の申告が終わったばかりでわからないけれども、この問題について申請していただければ、現在あります個人の認定情報等を活用し、適切に発行を行いますということでしたが、この問題について役場の方に相談なり、実行された方があるのかどうなのか、あるとしたら何人ぐらい今までお見えになったかということをお聞きしておきます。

○民生部次長・福祉課長 斎藤 仁君

お答えいたします。

件数は申しわけございません。まだちょっと集計が出ておりませんので、お話しできませんが、また今議会中にはお知らせできるかと思えます。

あと、認定の申請等のことをございますけれども、ご相談は確かにふえております。広報にも掲載させていただきまし、窓口においでの方につきましては、また十分に対応させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

今の障害者控除証明書の関係で聞きたいんですけども、町の方はあらかじめ掌握できていますから、この方は障害者控除がいいなと思つたらぱっと証明書を送つてあげた方が、実務上経費が安く上がりはせんかということをおもうんですよ。ということは、多分申請することになると、自分から来て申請書を書いて、証明書を交付してもらわねばいけなわけということになるでしょう。そういう点からすると、同じ作業でぱっと流して全部出してしまふということと、ぼつぼつ窓口に来てやるのとでは、時間的にもかなりあれじゃないかなと私は思うんですけども、その点はいかがですかね。紙一つとつてみたつたつて、申請書を出さねばいけなわけでしょう。その上で、証明書を出すということになるわけですから、紙代だつて余分に要りますよね。どういふ考えなのかちよつとおれわからないんですけども、意地悪かなと思つたりなんかもするんですけども、その辺はどういふふうにかつてらいいのか、ちよつと聞かせていただきたいと思ふんですよ。

それから、先ほどの関連ですけども、介護保険料そのものも、かなり増税とのかかわりで関係してきますよね。やはり大変なんです。そういう点では、介護保険料の場合も減免やそういうことを、あるいはあらかじめそういうことの指導をするだとか、そういう微に入り細にじゃありませんけれども、かゆいところまで手が届くような温かい行政、そういうことができないかどうか、その辺をちよつと聞いておきたいわけでありませう。

○民生部次長・福祉課長 斎藤 仁君

事前に障害者認定の証明書といひませうか、認定書をお渡ししたらどうかといふご質問でございます。

これは、中にはそういうものが必要でない方といひませうのは、税金非課税の方もお見えでございますし、そういうようなこともあるし、また通達自体も申請を待つてといふことになつております。それらをすべてこちらが一々出すということにつきましては、やはりそれなりの労力、同じようにかかりますし、それなりに私どもは今適正にやつておるのではないかなと、労力の面から見ても、経費の面から見ても、また法令遵守の面から見ても、そういうようなことで、今現在それが一番最適ではないかといふふうにかつておるところでございますので、何とぞご理解をいただきたいと思ひませう。申請があれば、適切に対応させていただきます。

それから、もう1点、税の関係で、いろいろと増税の中で大変な方が見えるのではないかとということでございます。

これも18年度からの激変緩和ということで、当初お話をさせていただいたとおり、介護保険の保険料、3年間でという見通しを立ててやるわけですけれども、その3年目で満額といえますか、本来のものを納めていただく。最初の1年目、2年目につきましては、それなりに減額をさせていただいておりますので、これはこれで適切な対応をしておるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

そのほか減免の規定につきましてはつくってございますので、ほかの税とほとんど歩調を合わせてはございますけれども、生計者の方の大きな生計の変化、それから死亡ですとか、そういうようなことにつきましては、対応させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎であります。

私は、一般的な例で言っているわけじゃないんですよ。特に問題のあるところに、ちょっと光を当てて、温情のあるというか、温かい行政といいますか、今、課長の答弁は全く冷たく聞こえるんですよ、聞いている方からすると。私の言っていることすらろくすっぽ聞いおらずに、答弁しているように聞こえるんですよ。私が言わんとしていることは、先ほど来ワーキングプアの問題で、つまり介護保険、いや、かかっている人じゃない、保険料のことを言っているわけですからね。ですから、ワーキングプアの問題ということになるというふうに思うんですけども、要は憲法25条にかかわって私は伺っているわけですから、障害者控除についても、それは、私が聞いておるのは、経費の点でいうと、そんなに差があるわけじゃないと思うんですよ。わざわざ申請に来て、それで申請書を出させて、それで発行するという労力、さっと全部一緒に出してしまうと。必要ないところは来ないわけですから、いいんですよ。そのロスといたって、そんなにあるものじゃないというふうに私は思うんですよ。

だから、そういう点でいうと、どっちにしてもそんなに差がなければ、本当に気持ちよくすっきり皆さんに役立つ方向でやってあげた方がいいかなというふうに、一般的には、人のいい人だったら判断をするだろうというふうに思うんですよ。けれども、何でそうなるのかなと、意地悪かなというしか聞こえないんだな、どう見たって。そんなに経費の差は、あるわけじゃないもの。では、その辺はどうなのかなということをおもうんです。

それから、私が言っているのは、介護保険料の場合は、減免免除のことを言っているんですよ。生活的に大変な人にとっては、その辺のところを一遍憲法25条に照らして、この人たちの場合は、生活保護世帯よりも低い水準になってしまうので、何とかしなければいけない

なということあなた方がちらっとでも頭にかすめたら、ちょっと何とかしなければいけない、ちょっと何とかしなければいけないということを日々思っていたら当たり前だと私は思うんですよ。行政だからと、そんな冷たいことはないと思うんですよ。そう思わないですか。私は、その点に照らして聞いているんです。

○民生部次長・福祉課長 斎藤 仁君

再度お答えいたします。

減免の関係ですけれども、それぞれの状態に合わせて普通障害なのか、特別障害なのかというのをこれは判断しなければいけません。それは申請に来られても、すべての方に一律であることでも同じでございます。あと、それを一律に出したとした場合、高齢者の方は通知がありますと、やはり律儀な方が非常に多うございますので、見ます。見て、これは何だという問い合わせが必ず来ます。その対応で早くて5分、時間がかかる方については、下手すると1時間以上、それだけの職員の対応も必要になってまいります。それが一斉にこちらに来るわけです。事前に送れば、また申告のときがないからというようなことになって、またこちらの手間暇がふえます。ですから、総合的に経費のことを考えれば、どちらかといえ、小原議員が言われるようなことの方が非常にかかるというふうに私どもは考えております。

それから、先ほど申し上げましたように、必要のない方も中にはいます。

(発言する声あり)

はい。気持ちは十分もっておりますので、よろしく願いいたします。

それから、保険料の減免ということを言われましたが、第1段階、第2段階につきましては、半額減免をさせていただいております。これは国の三原則がありますので、それに抵触しないよう支払準備基金を充てさせていただいて、それでやっておりますので、基準どおり取り立てるようなそういうようなことはしておりません。第1段階、第2段階についてきちんとそのように免除の方を、減免の方をさせていただいておりますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎です。

気持ちの問題なんですよ。その気になれば、多くの自治体がやっているわけですから、そこで研究して、ああ、そうか、ああ、こうやればいいんだなというふうにやれるわけですからね。それをいろいろ何だかんだ理屈をこねてやらない方にしているわけでしょう。そのまま気持ちの問題ですよ。そうじゃないですか。労力なんていったって、そんな変わるものじゃないんですよ。それは、本当に決定的にこれだけの労力がかかってどうしようもないというんならわかります。しかし、憲法25条にかかわるような大変なことだから、そこをひとつ

ちょっと無理して、これをやってやろうかなというふうにならないかということですよ。こんなことは、本当に詭弁にしか聞こえませんが、ざっと聞いておいたって。要望ですけれども、検討してみてください。

○10番 林 英子君

293ページの地域包括支援センター事業の中でお聞きしておきたいと思います。

今まで要介護だった方が要支援になったり、今、国の方でも言われているように、介護の予防をきちっとやっていけというときに、よく蟹江は、包括支援センターはどこにあるのということで、一応広報などにも載っております、カリヨンだよというふうになっておりますけれども、やはりもろもろの介護のことをいつでも相談に行けるような、それから認定などもそうですけれども、こういう包括支援センター、去年は1,300万円、またことしは1,400万円という予算が上がっておりますけれども、本来は蟹江町でそういうところをつくって、統括していくということがいいのではないかと思います。あそこの福祉センター、サンクリーンがありましたところがこれでやめになります。そういうところを使って、カリヨンではなく、きちっと蟹江町の包括支援センターとして独立をし、みんなが気楽に相談に行けるようなセンターをつくってもらいたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○民生部次長・福祉課長 斎藤 仁君

包括支援センターにつきましては、直営でもよろしいし、委託でもいいということで、蟹江町といたしましては、委託の道を選んだわけでございます。あと、必要な職員、それから職員も有資格であることが必要になっておりますので、そこらを総合的に勘案しまして、カリヨンの郷をお願いをすることになったわけでございますので、今後もその方向を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 猪俣二郎君

それでは、他に質疑がないようですので、以上で議案第23号「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 猪俣二郎君

日程第6 議案第24号「平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、297ページから307ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第24号「平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 猪俣二郎君

日程第7 議案第25号「平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページ数は、309ページから319ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第25号「平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 猪俣二郎君

日程第8 議案第26号「平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページ数は、321ページから344ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○14番 菊地 久君

14番 菊地です。

この公共下水道の事業が今年度1億円減であるわけですね。その1億円減というのは、すなわち全部事業費が約1億円少なくなるわけですが、年度計画から順次計算をしていったときに、本年度は、その年度計画の中の工事の予算になっておるのかどうなのかということが1点。

それから、使用料で豊台の方からは300万円入っております。これから今工事を進めていって、次に供用開通のできる年度が大体どの程度の年度をお考えになっておるのか、それが2つ目。

それから、豊台の方の名古屋市との関係でありますけれども、すべてのところが、全員が加入されたのかどうか。特に、合併浄化槽をつけている方とくみ取りの方とはまた違うと思いますし、これからの話になると思いますけれども、全員加入の方向が可能性があるのかどうかと、例えば本町地区、細い道を掘り返したり、一方通行のをやめて、大変交通混雑したり、大変な工事を行っているわけですが、それができたときに住民との話し合いで、本当に枝管へ宅地から升を自分でつくってつないでくれるわけですが、くみ取りのところとやはり合併浄化槽をつけておるところ、ただの浄化槽をつけておるところとの関係、工事はどんどん進めていくはいいんですが、全員が加入をしてくだされれば、非常に事業費等もうまくいくわけですが、例えば幾らやっても50%ぐらいしか入ってくれないというときには、財政というのはどうなってしまうんだろうかな、そういう私は心配をしておるわけですね。それにつ

いて、今時点での問題と、これから先の問題についてどのようにとらえておみえなのか、この際ですので、お尋ねをしておきたいと思います。

○下水道課長 絹川靖夫君

第1問目でございますが、1億円減っている問題でございますが、県の流域下水道に合わせまして町の方は準備を進めております。今回新屋敷の整備区域をかけまして、その成果品について19年度に発注をさせていただくと。それから、また残った地域にも発注をさせていただきまして、また組合施行の駅北の関係も、今回19年度の発注をさせていただきますが、今回やれるところについては、1億円減ったということでございます。

それから、供用開始につきましては、22年4月1日を予定しておりますが、これも県の事業次第でございますので、よろしく願いをいたします。うちは、面的整備は順調に進んでおるとしております。

それから、加入の関係でございますが、豊台につきましては、すべて加入をされております。それから、今回、本町地区については、22年4月1日に供用開始に向けて頑張っておりますが、これは非常に宅内配管とか、それから受益者負担金等お金がかかることでございますので、これは住民の方に理解をしていただいて、納得まで話をしていきたいということを思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○14番 菊地 久君

工事の方も非常に新屋敷の昔からの地域は細くて、非常に大変な工事になると思うんですね。1メーター当たりやるにしても、やはり単価も非常にかかるだろうと思いますし、工事も大変だと思います。それは、そういう意味で大変ご苦労さんだと思いますけれども、私どももらっておるかどうかわかりませんが、今年度の地域の工事区域だとか、どんな状況だというのは、資料としてもらっておるかどうかわかりませんが、下水道の全体の計画を昔もらいました。今年度はここをやりますと。それでは、今年度はこの人たちとの説明会もしなければいけませんし、それからできたところ、できたところについては、例えば加入をしてくださるかどうか、積極的に升をつくってもらわねばいけません。それで、1升つくと幾らなんだと、そのお金については出せるのか、出せられないのかと、出せられないときには加入せんでいいのかということですね。だから、その辺が一番これからの詰りに入ってくると思いますが、22年供用開通のときに、工事はできてしまったが、ほとんどの方が入ってくださらなかったら、一体どうなるのかと。

だから、見通しとして、どのような見通しを立てたらいいのかと、どのような形で加入をしてくださるような方向づけをしたらいいのかと、その辺について、今どんなお考えで町内会の皆さんとか、関係者とお話を進めておるのか、感触はいいのかと、悪いときにはどうしたらいいのかと、下水道をつくと同時に、加入者促進という大事業がこれから残るわけですね。その辺について、一体今どうなのかなと心配を私はしておるわけです。だから、

その心配事について、胸を張って任せなさいとおっしゃられるなら、それ以上私は申し上げません。だから、工事の中身、大体今年度はこういうところをやりますよというような資料というのは、お出しになっておるのかどうなのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思いません。

○下水道課長 絹川靖夫君

第1事業認可につきましては、約140ヘクタール認可をもらっております。駅前処理分区、今処理分区、関西線からずっと下に今おきてきておりますが、今の時点では、60ヘクタール終わっております。藤丸団地が10ヘクタールございますので、それは別と考えまして、半分終わっておる次第でございます。

あと、公共升につきましては、町の関係で、民地から1メートルの中で町の管理としてつくらせておりますので、あとその中の接続については個人になります。この前アンケート等を出しましたが、80%は理解されておりますので、接続については、これから重々広報等によりましてPRをして、絶対必要だということは皆さん理解されておりますが、何分お金のかかることでございますので、ここにおられる先生方のご協力を得まして頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(発言する声あり)

これから協議会等でお話しすることがありますので、よろしくお願いをいたします。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎であります。

2点について伺いたいと思うんですけども、1つは、特に私のところの前からずっと向こうのつづみ食堂から向こうまで行ったところですけども、立木があったり、古井君のところの前はコンクリートがあったのか、本当に時間がかかりました。一遍やった、途中であきらめて、去年、前年度、ことしまた今やっているわけですけども、私のところの前は。多分工事費でかなり狂いが出ているんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか、請負額だけの範囲でやっていたらいいのかな、これはえらいことだなと思ってみておるのですけれども、その辺が1点です。

それから、公共升ですけども、今までずっとやってきて、公共升そのものを拒否したうちというのは、あるのかどうなのか、ほとんど100%公共升を受け入れてくれたのかどうなのか、ちょっと聞いておきたいんでございます。

○下水道課長 絹川靖夫君

先生の前につきましては、いろいろな関係でおくれましたけれども、手法を変えまして今やらせていただいております。大変ご迷惑をおかけいたしますので、よろしくお願いをいたします。

順調かどうかということにつきましては、私は順調だと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、あと……

(「公共升」の声あり)

公共升につきましては、拒否等はほとんどございません。あと、建築の関係で、ちょっと待ってくれということがありまして、それについては、建築にあわせて公共升をつくるということでご理解を願っております。

○議長 猪俣二郎君

他に質疑がないようですので、以上で議案第26号「平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 猪俣二郎君

日程第9 議案第27号「平成19年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支、資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第27号「平成19年度蟹江町水道事業会計予算」の質疑を終結します。

なお、議案第18号ないし議案第27号は、22日の本会議で質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会をいたします。

(午前10時08分)